

水防計画新旧対照表

新	旧	備考欄																																																																	
第2章 水防組織 第1節 市の組織 (略) 第2 水防本部の組織 1 水防本部の組織は、旭川市地域防災計画風水害・雪害・火山災害対策編第2章第1節の定めるところに準じ、別表1のとおりとし、特に水防に関係ある各部の水防事務は次のとおりとする。 (略) (5) 援護部（福祉保険部）・子育て支援部（子育て支援部）・健康保健部（健康保健部）・建築部（建築部） 要配慮者利用施設の利用者避難に関すること。 (略) 第2節 隣接市町村水防管理団体等及び警察官との協力応援 (略) 第2 隣接市町村水防管理団体との協力応援 法第23条の規定に基づく隣接市町村水防管理団体との協力応援連絡系統は、次のとおりとする。 <table><tr><td rowspan="10">旭川市 水防管理団体 → 市役所 0166-26-1111 消防本部 0166-33-0119</td><td>→</td><td>深川市水防管理団体</td><td>0164-26-2215</td><td>深川地区消防組合 0164-22-3160</td></tr><tr><td>→</td><td>美瑛町水防管理団体</td><td>0166-92-1111</td><td rowspan="4">大雪消防組合 (美瑛町所在) 0166-92-2029</td></tr><tr><td>→</td><td>東神楽町水防管理団体</td><td>0166-83-2111</td></tr><tr><td>→</td><td>東川町水防管理団体</td><td>0166-82-2111</td></tr><tr><td>→</td><td>当麻町水防管理団体</td><td>0166-84-2111</td></tr><tr><td>→</td><td>比布町水防管理団体</td><td>0166-85-2111</td><td rowspan="3">旭川市消防本部 0166-33-0119</td></tr><tr><td>→</td><td>愛別町水防管理団体</td><td>01658-6-5111</td></tr><tr><td>→</td><td>鷹栖町水防管理団体</td><td>0166-87-2111</td></tr><tr><td>→</td><td>上川町水防管理団体</td><td>01658-2-1211</td><td></td></tr></table>	旭川市 水防管理団体 → 市役所 0166-26-1111 消防本部 0166-33-0119	→	深川市水防管理団体	0164-26-2215	深川地区消防組合 0164-22-3160	→	美瑛町水防管理団体	0166-92-1111	大雪消防組合 (美瑛町所在) 0166-92-2029	→	東神楽町水防管理団体	0166-83-2111	→	東川町水防管理団体	0166-82-2111	→	当麻町水防管理団体	0166-84-2111	→	比布町水防管理団体	0166-85-2111	旭川市消防本部 0166-33-0119	→	愛別町水防管理団体	01658-6-5111	→	鷹栖町水防管理団体	0166-87-2111	→	上川町水防管理団体	01658-2-1211		第2章 水防組織 第1節 市の組織 (略) 第2 水防本部の組織 1 水防本部の組織は、旭川市地域防災計画風水害・雪害・火山災害対策編第2章第1節の定めるところに準じ、別表1のとおりとし、特に水防に関係ある各部の水防事務は次のとおりとする。 (略) (5) 援護部（福祉保険部）・保健部（保健所）・子育て支援部（子育て支援部）・建築部（建築部） 要配慮者利用施設の利用者避難に関すること。 (略) 第2節 隣接市町村水防管理団体等及び警察官との協力応援 (略) 第2 隣接市町村水防管理団体との協力応援 法第23条の規定に基づく隣接市町村水防管理団体との協力応援連絡系統は、次のとおりとする。 <table><tr><td rowspan="10">旭川市 水防管理団体 → 市役所 0166-26-1111 消防本部 0166-23-4556</td><td>→</td><td>深川市水防管理団体</td><td>0164-26-2215</td><td>深川地区消防組合 0164-22-3160</td></tr><tr><td>→</td><td>美瑛町水防管理団体</td><td>0166-92-1111</td><td rowspan="4">大雪消防組合 (美瑛町所在) 0166-92-2029</td></tr><tr><td>→</td><td>東神楽町水防管理団体</td><td>0166-83-2111</td></tr><tr><td>→</td><td>東川町水防管理団体</td><td>0166-82-2111</td></tr><tr><td>→</td><td>当麻町水防管理団体</td><td>0166-84-2111</td><td rowspan="3">旭川市消防本部 0166-23-4556</td></tr><tr><td>→</td><td>比布町水防管理団体</td><td>0166-85-2111</td></tr><tr><td>→</td><td>愛別町水防管理団体</td><td>01658-6-5111</td></tr><tr><td>→</td><td>鷹栖町水防管理団体</td><td>0166-87-2111</td><td></td></tr><tr><td>→</td><td>上川町水防管理団体</td><td>01658-2-1211</td><td></td></tr></table>	旭川市 水防管理団体 → 市役所 0166-26-1111 消防本部 0166-23-4556	→	深川市水防管理団体	0164-26-2215	深川地区消防組合 0164-22-3160	→	美瑛町水防管理団体	0166-92-1111	大雪消防組合 (美瑛町所在) 0166-92-2029	→	東神楽町水防管理団体	0166-83-2111	→	東川町水防管理団体	0166-82-2111	→	当麻町水防管理団体	0166-84-2111	旭川市消防本部 0166-23-4556	→	比布町水防管理団体	0166-85-2111	→	愛別町水防管理団体	01658-6-5111	→	鷹栖町水防管理団体	0166-87-2111		→	上川町水防管理団体	01658-2-1211		(P7) 令和7年4月の組織見直しに伴う修正 (P10) 旭川市消防本部の連絡先変更に伴う修正
旭川市 水防管理団体 → 市役所 0166-26-1111 消防本部 0166-33-0119		→	深川市水防管理団体	0164-26-2215	深川地区消防組合 0164-22-3160																																																														
		→	美瑛町水防管理団体	0166-92-1111	大雪消防組合 (美瑛町所在) 0166-92-2029																																																														
		→	東神楽町水防管理団体	0166-83-2111																																																															
		→	東川町水防管理団体	0166-82-2111																																																															
		→	当麻町水防管理団体	0166-84-2111																																																															
		→	比布町水防管理団体	0166-85-2111	旭川市消防本部 0166-33-0119																																																														
		→	愛別町水防管理団体	01658-6-5111																																																															
		→	鷹栖町水防管理団体	0166-87-2111																																																															
		→	上川町水防管理団体	01658-2-1211																																																															
	旭川市 水防管理団体 → 市役所 0166-26-1111 消防本部 0166-23-4556	→	深川市水防管理団体	0164-26-2215	深川地区消防組合 0164-22-3160																																																														
→		美瑛町水防管理団体	0166-92-1111	大雪消防組合 (美瑛町所在) 0166-92-2029																																																															
→		東神楽町水防管理団体	0166-83-2111																																																																
→		東川町水防管理団体	0166-82-2111																																																																
→		当麻町水防管理団体	0166-84-2111		旭川市消防本部 0166-23-4556																																																														
→		比布町水防管理団体	0166-85-2111																																																																
→		愛別町水防管理団体	01658-6-5111																																																																
→		鷹栖町水防管理団体	0166-87-2111																																																																
→		上川町水防管理団体	01658-2-1211																																																																

水防計画新旧対照表

新	旧	備考欄																																																
(略) 第4章 通信連絡等 (略) 第3節 気象等の通信連絡 第1 水防活動用の警報等 (略) 2 洪水予報の種類、危険度レベル、発表基準等 <table><tr><th>水位危険度 レベル</th><th>洪水予報の標題 [洪水予報の種類]</th><th>(水位の名称) 発 表 基 準</th><th>市・住民に求める行動等</th></tr><tr><td>レベル5</td><td>氾濫発生情報 [洪水警報] 【警戒レベル5相当情報[洪水]】</td><td>(氾濫発生) 氾濫が発生したとき</td><td>住民は、命を守るための最善の行動</td></tr><tr><td>レベル4</td><td>氾濫危険情報 [洪水警報] 【警戒レベル4相当情報[洪水]】</td><td>(氾濫危険水位) 氾濫危険水位に到達したとき</td><td>避難指示の発令を判断 住民は、危険な場所から全員避難</td></tr><tr><td>レベル3</td><td>氾濫警戒情報 [洪水警報] 【警戒レベル3相当情報[洪水]】</td><td>(避難判断水位) 避難判断水位を超え、さらに上昇するおそれがある場合、あるいは水位予測に基づき氾濫危険水位を超えると見込まれたとき</td><td>高齢者等避難（要配慮者避難情報）発令を判断 高齢者等は、危険な場所から避難 その他の住民は、氾濫に関する情報に注意</td></tr><tr><td>レベル2</td><td>氾濫注意情報 [洪水注意報] 【警戒レベル2相当情報[洪水]】</td><td>(氾濫注意水位) 氾濫注意水位を超え、さらに上昇するおそれがあるとき</td><td>消防機関出動</td></tr><tr><td>レベル1</td><td>(発表なし)</td><td>水防団待機水位</td><td>消防機関待機</td></tr></table> (略) 第5章 水防活動 (略) 第1節 水防管理団体の非常配備体制 (略)	水位危険度 レベル	洪水予報の標題 [洪水予報の種類]	(水位の名称) 発 表 基 準	市・住民に求める行動等	レベル5	氾濫発生情報 [洪水警報] 【警戒レベル5相当情報[洪水]】	(氾濫発生) 氾濫が発生したとき	住民は、命を守るための最善の行動	レベル4	氾濫危険情報 [洪水警報] 【警戒レベル4相当情報[洪水]】	(氾濫危険水位) 氾濫危険水位に到達したとき	避難指示の発令を判断 住民は、危険な場所から全員避難	レベル3	氾濫警戒情報 [洪水警報] 【警戒レベル3相当情報[洪水]】	(避難判断水位) 避難判断水位を超え、さらに上昇するおそれがある場合、あるいは水位予測に基づき氾濫危険水位を超えると見込まれたとき	高齢者等避難（要配慮者避難情報）発令を判断 高齢者等は、危険な場所から避難 その他の住民は、氾濫に関する情報に注意	レベル2	氾濫注意情報 [洪水注意報] 【警戒レベル2相当情報[洪水]】	(氾濫注意水位) 氾濫注意水位を超え、さらに上昇するおそれがあるとき	消防機関出動	レベル1	(発表なし)	水防団待機水位	消防機関待機	(略) 第4章 通信連絡等 (略) 第3節 気象等の通信連絡 第1 水防活動用の警報等 (略) 2 洪水予報の種類、危険度レベル、発表基準等 <table><tr><th>水位危険度 レベル</th><th>洪水予報の標題 [洪水予報の種類]</th><th>(水位の名称) 発 表 基 準</th><th>市・住民に求める行動等</th></tr><tr><td>レベル5</td><td>氾濫発生情報 [洪水警報] 【警戒レベル5相当情報[洪水]】</td><td>(氾濫発生) 氾濫が発生したとき</td><td>住民は、命を守るための最善の行動</td></tr><tr><td>レベル4</td><td>氾濫危険情報 [洪水警報] 【警戒レベル4相当情報[洪水]】</td><td>(氾濫危険水位) 氾濫危険水位に到達したとき</td><td>避難指示の発令を判断 住民は、危険な場所から全員避難</td></tr><tr><td>レベル3</td><td>氾濫警戒情報 [洪水警報] 【警戒レベル3相当情報[洪水]】</td><td>(避難判断水位) 避難判断水位を超え、さらに上昇するおそれがある場合、あるいは水位予測に基づき氾濫危険水位を超えると見込まれたとき</td><td>高齢者等避難（要配慮者避難情報）発令を判断 高齢者等は、危険な場所から避難 その他の住民は、氾濫に関する情報に注意</td></tr><tr><td>レベル2</td><td>氾濫注意情報 [洪水注意報] 【警戒レベル2相当情報[洪水]】</td><td>(氾濫注意水位) 氾濫注意水位を超え、さらに上昇するおそれがあるとき</td><td>水防団出動</td></tr><tr><td>レベル1</td><td>(発表なし)</td><td>水防団待機水位</td><td>水防団待機</td></tr></table> (略) 第5章 水防活動 (略) 第1節 水防管理団体の非常配備体制 (略)	水位危険度 レベル	洪水予報の標題 [洪水予報の種類]	(水位の名称) 発 表 基 準	市・住民に求める行動等	レベル5	氾濫発生情報 [洪水警報] 【警戒レベル5相当情報[洪水]】	(氾濫発生) 氾濫が発生したとき	住民は、命を守るための最善の行動	レベル4	氾濫危険情報 [洪水警報] 【警戒レベル4相当情報[洪水]】	(氾濫危険水位) 氾濫危険水位に到達したとき	避難指示の発令を判断 住民は、危険な場所から全員避難	レベル3	氾濫警戒情報 [洪水警報] 【警戒レベル3相当情報[洪水]】	(避難判断水位) 避難判断水位を超え、さらに上昇するおそれがある場合、あるいは水位予測に基づき氾濫危険水位を超えると見込まれたとき	高齢者等避難（要配慮者避難情報）発令を判断 高齢者等は、危険な場所から避難 その他の住民は、氾濫に関する情報に注意	レベル2	氾濫注意情報 [洪水注意報] 【警戒レベル2相当情報[洪水]】	(氾濫注意水位) 氾濫注意水位を超え、さらに上昇するおそれがあるとき	水防団出動	レベル1	(発表なし)	水防団待機水位	水防団待機	(P13) 消防機関（消防本部、消防署及び消防団）が水防活動を行うこととしている本市の実態を踏まえた修正
水位危険度 レベル	洪水予報の標題 [洪水予報の種類]	(水位の名称) 発 表 基 準	市・住民に求める行動等																																															
レベル5	氾濫発生情報 [洪水警報] 【警戒レベル5相当情報[洪水]】	(氾濫発生) 氾濫が発生したとき	住民は、命を守るための最善の行動																																															
レベル4	氾濫危険情報 [洪水警報] 【警戒レベル4相当情報[洪水]】	(氾濫危険水位) 氾濫危険水位に到達したとき	避難指示の発令を判断 住民は、危険な場所から全員避難																																															
レベル3	氾濫警戒情報 [洪水警報] 【警戒レベル3相当情報[洪水]】	(避難判断水位) 避難判断水位を超え、さらに上昇するおそれがある場合、あるいは水位予測に基づき氾濫危険水位を超えると見込まれたとき	高齢者等避難（要配慮者避難情報）発令を判断 高齢者等は、危険な場所から避難 その他の住民は、氾濫に関する情報に注意																																															
レベル2	氾濫注意情報 [洪水注意報] 【警戒レベル2相当情報[洪水]】	(氾濫注意水位) 氾濫注意水位を超え、さらに上昇するおそれがあるとき	消防機関出動																																															
レベル1	(発表なし)	水防団待機水位	消防機関待機																																															
水位危険度 レベル	洪水予報の標題 [洪水予報の種類]	(水位の名称) 発 表 基 準	市・住民に求める行動等																																															
レベル5	氾濫発生情報 [洪水警報] 【警戒レベル5相当情報[洪水]】	(氾濫発生) 氾濫が発生したとき	住民は、命を守るための最善の行動																																															
レベル4	氾濫危険情報 [洪水警報] 【警戒レベル4相当情報[洪水]】	(氾濫危険水位) 氾濫危険水位に到達したとき	避難指示の発令を判断 住民は、危険な場所から全員避難																																															
レベル3	氾濫警戒情報 [洪水警報] 【警戒レベル3相当情報[洪水]】	(避難判断水位) 避難判断水位を超え、さらに上昇するおそれがある場合、あるいは水位予測に基づき氾濫危険水位を超えると見込まれたとき	高齢者等避難（要配慮者避難情報）発令を判断 高齢者等は、危険な場所から避難 その他の住民は、氾濫に関する情報に注意																																															
レベル2	氾濫注意情報 [洪水注意報] 【警戒レベル2相当情報[洪水]】	(氾濫注意水位) 氾濫注意水位を超え、さらに上昇するおそれがあるとき	水防団出動																																															
レベル1	(発表なし)	水防団待機水位	水防団待機																																															

水防計画新旧対照表

新	旧	備考欄
第 3 消防機関の非常配備 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、<u> </u>消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせるものとする。 （略） 第 5 節 緊急通行 法第 19 条の規定により、<u> </u>消防機関に属する者<u>及び</u>水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。また、水防管理団体は、法第 19 条第 2 項の規定により、損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。 （略） 第 6 章 公用負担及び災害補償 第 1 節 公用負担 第 1 公用負担 法第 28 条第 1 項、第 2 項の規定により、水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者<u> </u>又は消防機関の長は水防の現場において、次の権限を行使することができる。また、水防管理者から委任を受けた者も水防の現場において、同様の権限を行使することができる。 なお、水防管理団体は法第 28 条第 3 項の規定により、損失を受けた者に対し、時価によりその損失を減償しなければならない。	第 3 水防団及び消防団の非常配備 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、<u>水防団及び</u>消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせるものとする。 （略） 第 5 節 緊急通行 法第 19 条の規定により、<u>水防団長、水防団員及び</u>消防機関に属する者<u>並びに</u>水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。また、水防管理団体は、法第 19 条第 2 項の規定により、損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。 （略） 第 6 章 公用負担及び災害補償 第 1 節 公用負担 第 1 公用負担 法第 28 条第 1 項、第 2 項の規定により、水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、<u>水防団長</u>又は消防機関の長は水防の現場において、次の権限を行使することができる。また、水防管理者から委任を受けた者も水防の現場において、同様の権限を行使することができる。 なお、水防管理団体は法第 28 条第 3 項の規定により、損失を受けた者に対し、時価によりその損失を減償しなければならない。	（ P 2 2 ） 本市の実態を踏まえた修正 （ P 2 4 ） 本市の実態を踏まえた修正 （ P 2 6 ） 本市の実態を踏まえた修正

水防計画新旧対照表

新	旧	備考欄
(略)	(略)	
第２ 公用負担権限委任証 公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者 _____ __又は消防機関の長にあっては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者は、様式２に定める公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。	第２ 公用負担権限委任証 公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者 <u>水防団</u> <u>長</u>又は消防機関の長にあっては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者は、様式２に定める公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。	(P 2 6) 本市の実態を踏まえた修正
(略)	(略)	
第７章 水防報告	第７章 水防報告	
(略)	(略)	
第２ 水防活動実施報告 水防管理者は、水防活動が終結したときは、 _____ _____様式３に定める水防活動実施報告書を作成の上、<u>速やか</u>に上川総合振興局長に報告するものとする。 _____ _____	第２ 水防活動実施報告 水防管理者は、水防活動が終結したときは、<u>遅滞なく記録を整理し、次の調査対象期間ごとに</u>様式３に定める水防活動実施報告書を作成の上、<u>所定の期日まで</u>に上川総合振興局長に報告するものとする。 <u>【調査対象期間】１月～５月、６月～７月、８月～９月、１０月～１２月</u>	(P 2 7) 北海道水防計画との整合を図ることによる修正
(略)	(略)	

水防計画新旧対照表

新	旧	備考欄
別表 1 旭川市水防本部の組織図（令和7年4月現在） 本部会議 本 部 長 (市 長) 副 本 部 長 (副市長) 本 部 員 常 勤 監 査 員 水 道 事 業 管 理 者 病 院 事 業 管 理 者 教 育 長 部 長 職 会 計 管 理 者 本部事務局 ・総 括 部 (防 災 安 全 部) ・総 務 部 (総 務 部) ・情報管理部 (行 財 政 改 革 推 進 部) ・受援・広報部 (総 合 政 策 部) ・特 命 部 (議 会 事 務 局) (農 業 委 員 会 事 務 局) (選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局) (監 査 事 務 局) (い じ め 防 止 対 策 推 進 部) (女 性 活 躍 推 進 部) ・地域振興部 (地 域 振 興 部) ・調 査 部 (税 務 部) ・避 難 部 (市 民 生 活 部) ・環境清掃部 (環 境 部) ・援 護 部 (福 祉 保 険 部) ・子育て支援部 (子 育 て 支 援 部) ・健康保健部 (健 康 保 健 部) ・観光支援部 (観 光 ス ポ ー ツ 部) ・食料物資部 (経 済 部) ・農 政 部 (農 政 部) ・建 築 部 (建 築 部) ・土 木 部 (土 木 部) ・医 療 部 (市 立 旭 川 病 院) ・消 防 部 (消 防 本 部) ・第1教育部 (学 校 教 育 部) ・第2教育部 (社 会 教 育 部) ・水 道 部 (上 下 水 道 部) ・会 計 部 (会 計 課)	別表 1 旭川市水防本部の組織図（令和6年4月現在） 本部会議 本 部 長 (市 長) 副 本 部 長 (副市長) 本 部 員 常 勤 監 査 員 水 道 事 業 管 理 者 病 院 事 業 管 理 者 教 育 長 部 長 職 会 計 管 理 者 本部事務局 ・総 括 部 (防 災 安 全 部) ・総 務 部 (総 務 部) ・情報管理部 (行 財 政 改 革 推 進 部) ・受援・広報部 (総 合 政 策 部) ・特 命 部 (議 会 事 務 局) (農 業 委 員 会 事 務 局) (選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局) (監 査 事 務 局) (い じ め 防 止 対 策 推 進 部) (女 性 活 躍 推 進 部) ・地域振興部 (地 域 振 興 部) ・調 査 部 (税 務 部) ・避 難 部 (市 民 生 活 部) ・環境清掃部 (環 境 部) ・援 護 部 (福 祉 保 険 部) ・保健部 (保 健 所) ・子育て支援部 (子 育 て 支 援 部) ・観光支援部 (観 光 ス ポ ー ツ 部) ・食料物資部 (経 済 部) ・農 政 部 (農 政 部) ・建 築 部 (建 築 部) ・土 木 部 (土 木 部) ・医 療 部 (市 立 旭 川 病 院) ・消 防 部 (消 防 本 部) ・第1教育部 (学 校 教 育 部) ・第2教育部 (社 会 教 育 部) ・水 道 部 (上 下 水 道 部) ・会 計 部 (会 計 課)	(P 3 1) 令和 7 年 4 月 の組 織見直しに伴う旭 川市水防本部の組 織図の変更

別表 1
旭川市水防本部の組織図（令和6年4月現在）

本部会議

本 部 長
(市 長)

副 本 部 長
(副市長)

本 部 員
常 勤 監 査 員
水 道 事 業 管 理 者
病 院 事 業 管 理 者
教 育 長
部 長 職
会 計 管 理 者

本部事務局

・総 括 部
(防 災 安 全 部)

・総 務 部
(総 務 部)

・情報管理部
(行 財 政 改 革 推 進 部)

・受援・広報部
(総 合 政 策 部)

・特 命 部
(議 会 事 務 局)
(農 業 委 員 会 事 務 局)
(選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局)
(監 査 事 務 局)
(い じ め 防 止 対 策 推 進 部)
(女 性 活 躍 推 進 部)

・地域振興部
(地 域 振 興 部)

・調 査 部
(税 務 部)

・避 難 部
(市 民 生 活 部)

・環境清掃部
(環 境 部)

・援 護 部
(福 祉 保 険 部)

・保健部
(保 健 所)

・子育て支援部
(子 育 て 支 援 部)

・観光支援部
(観 光 ス ポ ー ツ 部)

・食料物資部
(経 済 部)

・農 政 部
(農 政 部)

・建 築 部
(建 築 部)

・土 木 部
(土 木 部)

・医 療 部
(市 立 旭 川 病 院)

・消 防 部
(消 防 本 部)

・第1教育部
(学 校 教 育 部)

・第2教育部
(社 会 教 育 部)

・水 道 部
(上 下 水 道 部)

・会 計 部
(会 計 課)

(P 3 1)
令和 7 年 4 月 の組
織見直しに伴う旭
川市水防本部の組
織図の変更

水防計画新旧対照表

新	旧	備考欄
別表 2 1 消防本部・署 消防長 次長 総務課 総務企画担当 職員担当 消防団担当 指令課 指令担当 ホットライン担当 次長 予防課 予防・査察担当 同意・消防設備担当 危険物担当 警防課 消防・救助担当 救急担当 車両・装備担当 次長 南消防署 指揮(庶務)担当 予防総務担当 日勤救急担当 消防担当 救助担当 救急担当 調査担当 忠和出張所 緑が丘出張所 西神楽分遣所 神楽出張所 豊岡出張所 東旭川出張所 東光出張所 北消防署 指揮(庶務)担当 予防総務担当 消防担当 救助担当 救急担当 近文分遣所 新旭川出張所 春光出張所 東鷹栖分遣所 永山出張所 上川消防署 署担当 層雲峡出張所 鷹栖消防署 署担当	別表 2 1 消防本部・署 消防長 次長 総務課 総務企画担当 職員担当 車両・装備担当 市民安心課 消防団担当 市民コミュニティ担当 ホットライン担当 予防指導課 予防・査察担当 同意・消防設備担当 危険物担当 警防課 消防・救助担当 救急担当 指令課 指令担当 次長 南消防署 指揮(庶務)担当 日勤救急担当 予防総務担当 消防担当 救助担当 救急担当 調査担当 忠和出張所 緑が丘出張所 西神楽分遣所 神楽出張所 豊岡出張所 東旭川出張所 東光出張所 北消防署 指揮(庶務)担当 予防総務担当 消防担当 救助担当 救急担当 近文分遣所 新旭川出張所 春光出張所 東鷹栖分遣所 永山出張所 上川消防署 署担当 層雲峡出張所 鷹栖消防署 署担当	(P 3 2) 令和 7 年 4 月の組織見直しに伴う消防本部・署の組織図の変更

水防計画新旧対照表

新						旧						備考欄
別表１０						別表１０						(P 6 0) 旭川建設管理部によるペーパン川復旧工事に伴い整備した排水樋門の追加
水門の設置場所						水門の設置場所						
番号	河川名	右左岸	名称	位置	管理者	番号	河川名	右左岸	名称	位置	管理者	
189	ペーパン川	〃	橋場排水樋門	東旭川町豊田	〃	189	ペーパン川	〃	橋場排水樋門	東旭川町豊田	〃	
190	〃	左岸	荻田排水樋門	〃	〃	190	〃	左岸	荻田排水樋門	〃	〃	
191	〃	右岸	西島排水樋門	〃	〃	191	〃	右岸	西島排水樋門	〃	〃	
192	〃	〃	谷地川樋門	東旭川町桜岡	〃	192	〃	〃	谷地川樋門	東旭川町桜岡	〃	
193	〃	〃	内山樋門	東旭川町豊田	〃	193	〃	〃	内山樋門	東旭川町豊田	〃	
194	伊野川	右岸	第1号排水樋門	神居町富沢	〃	194	伊野川	右岸	第1号排水樋門	神居町富沢	〃	
195	谷地川	〃	谷地川排水樋門	東旭川町桜岡	〃	195	谷地川	〃	谷地川排水樋門	東旭川町桜岡	〃	
196	五号川	左岸	SP1773.50樋管	西神楽2線8号	〃	196	五号川	左岸	SP1773.50樋管	西神楽2線8号	〃	
197	〃	右岸	SP1817.00樋管	西神楽3線8号	〃	197	〃	右岸	SP1817.00樋管	西神楽3線8号	〃	
198	ペーパン川	左岸	第17樋門	東旭川町日ノ出	〃							
199	〃	右岸	SP8307.00樋門	東旭川町豊田	〃							
200	〃	右岸	SP8788樋門	東旭川町豊田	〃							
201	〃	左岸	SP7249.93樋門	東旭川町豊田	〃							
202	〃	右岸	NO.4樋門	東旭川町豊田	〃							
203	〃	右岸	SP9027.50樋門	東旭川町豊田	〃							
204	〃	左岸	NO.7樋門工	東旭川町米原	〃							
205	〃	左岸	SP10633樋門	東旭川町米原	〃							
206	〃	右岸	SP11013樋門	東旭川町米原	〃							
207	〃	右岸	SP11209樋門	東旭川町米原	〃							
208	〃	左岸	SP12757樋門	東旭川町米原	〃							
209	〃	右岸	SP12985樋門	東旭川町瑞穂	〃							

水防計画新旧対照表

新					旧					備考欄																																																																																																																																																																	
別表 1 2					別表 1 2					(P 6 3) 関係機関の連絡先 変更、令和 7 年 4 月 の組織見直し等に 伴う修正																																																																																																																																																																	
水 防 通 信 連 絡					水 防 通 信 連 絡																																																																																																																																																																						
<table><tr><th rowspan="2">機 関 名</th><th rowspan="2">連絡責任者</th><th colspan="3">通 信 系 統</th></tr><tr><th>第 1 系統</th><th>第 2 系統</th><th>第 3 系統</th></tr><tr><td>旭川開発建設部</td><td>防災課長</td><td>32-4153</td><td>防災用携帯電話 090-8909-0007</td><td>車・徒歩</td></tr><tr><td>旭川地方気象台</td><td>観測予報管理官</td><td>32-7102</td><td>//</td><td>—</td></tr><tr><td>上川総合振興局</td><td>地域創生部 危機対策室主幹</td><td>46-5910</td><td>総合行政情報ネット 888-6-550-2151</td><td>//</td></tr><tr><td>旭川建設管理部</td><td>治水課長</td><td>46-5156</td><td>総合行政情報ネット 888-6-550-4330</td><td>//</td></tr><tr><td>旭川中央警察署</td><td>警備課長</td><td>25-0110</td><td>//</td><td></td></tr><tr><td>旭川東警察署</td><td>警備課長</td><td>34-0110</td><td>//</td><td></td></tr><tr><td>北海道電力ネットワーク株式会社道北統括支店</td><td>企画総務グループ リーダー</td><td>23-1011</td><td>//</td><td></td></tr><tr><td>日本放送協会旭川放送局</td><td>ニュース副部長</td><td>24-8808</td><td>Ｗスター 090-2696-9009</td><td>車・徒歩</td></tr><tr><td>東日本電信電話株式会社北海道事業部北海道北支店</td><td>総括担当課長</td><td>20-5410</td><td>携帯電話 080-1888-3318</td><td>//</td></tr><tr><td>北海道旅客鉄道株式会社旭川支社</td><td>施設グループリーダー</td><td>25-6136 (指令室)</td><td>車・徒歩</td><td></td></tr><tr><td>日本通運株式会社旭川支店</td><td>総務次長</td><td>23-5115</td><td>//</td><td></td></tr><tr><td>旭川ガス株式会社</td><td>供給部導管管理グループ課長</td><td>23-4151</td><td>//</td><td></td></tr><tr><td>旭川市</td><td>防災安全部 防災課長</td><td>25-9840</td><td>総合行政情報ネット 888-6-560-3-3430</td><td>車・徒歩</td></tr><tr><td>旭川市消防本部</td><td>警防課長</td><td>33-9962</td><td>総合行政情報ネット 888-6-560-3-87-811-320</td><td>//</td></tr></table>					機 関 名	連絡責任者	通 信 系 統				第 1 系統	第 2 系統	第 3 系統	旭川開発建設部	防災課長	32-4153	防災用携帯電話 090-8909-0007	車・徒歩	旭川地方気象台	観測予報管理官	32-7102	//	—	上川総合振興局	地域創生部 危機対策室主幹	46-5910	総合行政情報ネット 888-6-550-2151	//	旭川建設管理部	治水課長	46-5156	総合行政情報ネット 888-6-550-4330	//	旭川中央警察署	警備課長	25-0110	//		旭川東警察署	警備課長	34-0110	//		北海道電力ネットワーク株式会社道北統括支店	企画総務グループ リーダー	23-1011	//		日本放送協会旭川放送局	ニュース副部長	24-8808	Ｗスター 090-2696-9009	車・徒歩	東日本電信電話株式会社北海道事業部北海道北支店	総括担当課長	20-5410	携帯電話 080-1888-3318	//	北海道旅客鉄道株式会社旭川支社	施設グループリーダー	25-6136 (指令室)	車・徒歩		日本通運株式会社旭川支店	総務次長	23-5115	//		旭川ガス株式会社	供給部導管管理グループ課長	23-4151	//		旭川市	防災安全部 防災課長	25-9840	総合行政情報ネット 888-6-560-3-3430	車・徒歩	旭川市消防本部	警防課長	33-9962	総合行政情報ネット 888-6-560-3-87-811-320	//	<table><tr><th rowspan="2">機 関 名</th><th rowspan="2">連絡責任者</th><th colspan="3">通 信 系 統</th></tr><tr><th>第 1 系統</th><th>第 2 系統</th><th>第 3 系統</th></tr><tr><td>旭川開発建設部</td><td>防災課長</td><td>32-4153</td><td>防災用携帯電話 090-8909-0007</td><td>車・徒歩</td></tr><tr><td>旭川地方気象台</td><td>観測予報管理官</td><td>32-6368</td><td>32-7102</td><td>//</td></tr><tr><td>上川総合振興局</td><td>地域創生部 危機対策室主幹</td><td>46-5910</td><td>総合行政情報ネット 888-6-550-2151</td><td>//</td></tr><tr><td>旭川建設管理部</td><td>治水課長</td><td>46-5156</td><td>総合行政情報ネット 888-6-550-4330</td><td>//</td></tr><tr><td>旭川市保健所</td><td>保健総務課長</td><td>26-1111</td><td>車・徒歩</td><td></td></tr><tr><td>旭川中央警察署</td><td>警備課長</td><td>25-0110</td><td>//</td><td></td></tr><tr><td>旭川東警察署</td><td>警備課長</td><td>34-0110</td><td>//</td><td></td></tr><tr><td>北海道電力ネットワーク株式会社道北統括支店</td><td>企画総務グループ リーダー</td><td>23-1011</td><td>//</td><td></td></tr><tr><td>日本放送協会旭川放送局</td><td>ニュース副部長</td><td>24-8808</td><td>Ｗスター 090-2696-9009</td><td>車・徒歩</td></tr><tr><td>東日本電信電話株式会社北海道事業部北海道北支店</td><td>総括担当課長</td><td>20-5410</td><td>携帯電話 080-1888-3318</td><td>//</td></tr><tr><td>北海道旅客鉄道株式会社旭川支社</td><td>施設グループリーダー</td><td>25-6136 (指令室)</td><td>車・徒歩</td><td></td></tr><tr><td>日本通運株式会社旭川支店</td><td>総務次長</td><td>23-5115</td><td>//</td><td></td></tr><tr><td>旭川ガス株式会社</td><td>供給部導管管理グループ課長</td><td>23-4151</td><td>//</td><td></td></tr><tr><td>旭川市</td><td>防災安全部 防災課長</td><td>25-9840</td><td>総合行政情報ネット 888-6-560-3-3430</td><td>車・徒歩</td></tr><tr><td>旭川市消防本部</td><td>警防課長</td><td>33-9962</td><td>総合行政情報ネット 888-6-560-3-87-811-513</td><td>//</td></tr></table>					機 関 名	連絡責任者	通 信 系 統			第 1 系統	第 2 系統	第 3 系統	旭川開発建設部	防災課長	32-4153	防災用携帯電話 090-8909-0007	車・徒歩	旭川地方気象台	観測予報管理官	32-6368	32-7102	//	上川総合振興局	地域創生部 危機対策室主幹	46-5910	総合行政情報ネット 888-6-550-2151	//	旭川建設管理部	治水課長	46-5156	総合行政情報ネット 888-6-550-4330	//	旭川市保健所	保健総務課長	26-1111	車・徒歩		旭川中央警察署	警備課長	25-0110	//		旭川東警察署	警備課長	34-0110	//		北海道電力ネットワーク株式会社道北統括支店	企画総務グループ リーダー	23-1011	//		日本放送協会旭川放送局	ニュース副部長	24-8808	Ｗスター 090-2696-9009	車・徒歩	東日本電信電話株式会社北海道事業部北海道北支店	総括担当課長	20-5410	携帯電話 080-1888-3318	//	北海道旅客鉄道株式会社旭川支社	施設グループリーダー	25-6136 (指令室)	車・徒歩		日本通運株式会社旭川支店	総務次長	23-5115	//		旭川ガス株式会社	供給部導管管理グループ課長	23-4151	//		旭川市	防災安全部 防災課長	25-9840	総合行政情報ネット 888-6-560-3-3430	車・徒歩	旭川市消防本部	警防課長	33-9962	総合行政情報ネット 888-6-560-3-87-811-513	//
機 関 名	連絡責任者	通 信 系 統																																																																																																																																																																									
		第 1 系統	第 2 系統	第 3 系統																																																																																																																																																																							
旭川開発建設部	防災課長	32-4153	防災用携帯電話 090-8909-0007	車・徒歩																																																																																																																																																																							
旭川地方気象台	観測予報管理官	32-7102	//	—																																																																																																																																																																							
上川総合振興局	地域創生部 危機対策室主幹	46-5910	総合行政情報ネット 888-6-550-2151	//																																																																																																																																																																							
旭川建設管理部	治水課長	46-5156	総合行政情報ネット 888-6-550-4330	//																																																																																																																																																																							
旭川中央警察署	警備課長	25-0110	//																																																																																																																																																																								
旭川東警察署	警備課長	34-0110	//																																																																																																																																																																								
北海道電力ネットワーク株式会社道北統括支店	企画総務グループ リーダー	23-1011	//																																																																																																																																																																								
日本放送協会旭川放送局	ニュース副部長	24-8808	Ｗスター 090-2696-9009	車・徒歩																																																																																																																																																																							
東日本電信電話株式会社北海道事業部北海道北支店	総括担当課長	20-5410	携帯電話 080-1888-3318	//																																																																																																																																																																							
北海道旅客鉄道株式会社旭川支社	施設グループリーダー	25-6136 (指令室)	車・徒歩																																																																																																																																																																								
日本通運株式会社旭川支店	総務次長	23-5115	//																																																																																																																																																																								
旭川ガス株式会社	供給部導管管理グループ課長	23-4151	//																																																																																																																																																																								
旭川市	防災安全部 防災課長	25-9840	総合行政情報ネット 888-6-560-3-3430	車・徒歩																																																																																																																																																																							
旭川市消防本部	警防課長	33-9962	総合行政情報ネット 888-6-560-3-87-811-320	//																																																																																																																																																																							
機 関 名	連絡責任者	通 信 系 統																																																																																																																																																																									
		第 1 系統	第 2 系統	第 3 系統																																																																																																																																																																							
旭川開発建設部	防災課長	32-4153	防災用携帯電話 090-8909-0007	車・徒歩																																																																																																																																																																							
旭川地方気象台	観測予報管理官	32-6368	32-7102	//																																																																																																																																																																							
上川総合振興局	地域創生部 危機対策室主幹	46-5910	総合行政情報ネット 888-6-550-2151	//																																																																																																																																																																							
旭川建設管理部	治水課長	46-5156	総合行政情報ネット 888-6-550-4330	//																																																																																																																																																																							
旭川市保健所	保健総務課長	26-1111	車・徒歩																																																																																																																																																																								
旭川中央警察署	警備課長	25-0110	//																																																																																																																																																																								
旭川東警察署	警備課長	34-0110	//																																																																																																																																																																								
北海道電力ネットワーク株式会社道北統括支店	企画総務グループ リーダー	23-1011	//																																																																																																																																																																								
日本放送協会旭川放送局	ニュース副部長	24-8808	Ｗスター 090-2696-9009	車・徒歩																																																																																																																																																																							
東日本電信電話株式会社北海道事業部北海道北支店	総括担当課長	20-5410	携帯電話 080-1888-3318	//																																																																																																																																																																							
北海道旅客鉄道株式会社旭川支社	施設グループリーダー	25-6136 (指令室)	車・徒歩																																																																																																																																																																								
日本通運株式会社旭川支店	総務次長	23-5115	//																																																																																																																																																																								
旭川ガス株式会社	供給部導管管理グループ課長	23-4151	//																																																																																																																																																																								
旭川市	防災安全部 防災課長	25-9840	総合行政情報ネット 888-6-560-3-3430	車・徒歩																																																																																																																																																																							
旭川市消防本部	警防課長	33-9962	総合行政情報ネット 888-6-560-3-87-811-513	//																																																																																																																																																																							

水防計画新旧対照表

新										旧										備考欄	
様式3																					
水 防 活 動 実 績 報 告 書																					
作成者 年 月 日																					
出 水 の 状 況																					
水 防 実 施 箇 所																					
日 時																					
出 動 人 員		水防団員				消防団員				その他				合 計							
		人				人				人				人							
水 防 作 業 の 概 況 及 び 工 法		箇 所 m 工 法																			
水 防 の 結 果		効果被害		堤防 m		田 m ²		畑 m ²		家 戸 戸		鉄道 m		道路 m		人口 人		その他			
使 用 資 機 材		か ま す 、 俵										居 住 者 の		出 動 状 況							
		万 年 、 土 俵																			
		な わ										水 防 関 係 者 の		死 傷							
		丸 太																			
そ の 他												雨 量 水 位 の 状 況									
水防活動に関する 自 己 評 価																					
備 考																					
(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること。																					

様式3										
水 防 活 動 実 施 報 告 書										
（ 総合振興局）										
区 分		水 防 活 動		使 用 資 材 費			左のうち 主要資材35万円以上使用団体分			備 考
		団 体 数 活 動 延 人		主 要 資 材 其 他 資 材 計			団 体 数 主 要 資 材 其 他 資 材 計			
総合振興局分前年度		－ ー		円 円 円			円 円 円			
月 分		－ ー					－ ー			
月 分		－ ー					－ ー			
月 分		－ ー					－ ー			
月 分		－ ー					－ ー			
月 分		－ ー					－ ー			
小 計		－ ー					－ ー			
累計		－ ー					－ ー			
水防管理団体分前年度		()					－ ー			
月 分		()					－ ー			
月 分		()					－ ー			
月 分		()					－ ー			
月 分		()					－ ー			
月 分		()					－ ー			
小 計		()					－ ー			
累計							円 円 円			
(作成要領)										
1 「前年度」欄は、前年度報告分にかかる「累計」欄の款及び金額を記入すること。										
2 「団体数」欄の()書には、当該月内に水防活動を行った水防管理団体数を、その他の欄には水防管理団体の実数を記入すること。										
3 「月分」欄は、当該期間の調査対象月数に応じ区分すること。ただし、水防活動を行わない月の欄は不要。										
4 「主要資材」欄は、俵、かます、布、網、たため、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、岩石及び土留の使用量を記入すること。										
5 「その他資材」欄は、主要資材以外の資材の使用量を記入すること。										
6 「左のうち 主要資材35万円以上使用団体分」の各欄の記入は、水防管理団体分の「累計」欄のみ記入すること。										

(P 6 9)

北海道水防計画との整合を図ることによる様式の変更

水防計画新旧対照表

新	旧	備考欄						
○年台風○号における水防活動 (北海道○○市消防団・○年○月○日～○日) ○概要 ○○市消防団は、○年○月○日、台風○号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ○部隊○名が出動。市内では、1時間雨量100mmを超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。 <table> <tr> <th>活動時間</th><th>出動 延人数</th><th>主な活動内容</th></tr> <tr> <td>○/○ ～○/○ 約12時間</td><td>○名</td><td> - 土のう積み(300袋) - 避難誘導(20世帯) - 排水作業(3件) </td></tr> </table> 水防活動または 被害状況写真 ○○川左岸 (○○地先) 堤防巡視 水防活動または 被害状況写真 ○○川左岸 (○○地先) 積み土のう工 水防活動または 被害状況写真 ○○川右岸 (○○地先) 月の輪工 水防活動または 被害状況写真 ○○地区の 浸水被害 水防活動実施箇所 地図	活動時間	出動 延人数	主な活動内容	○/○ ～○/○ 約12時間	○名	- 土のう積み(300袋) - 避難誘導(20世帯) - 排水作業(3件)		北海道水防計画との整合を図ることによる様式の変更
活動時間	出動 延人数	主な活動内容						
○/○ ～○/○ 約12時間	○名	- 土のう積み(300袋) - 避難誘導(20世帯) - 排水作業(3件)						